災害に対する地方自治について

きょうえゃま さとし 植山 論

自治労・総合企画総務局長

このたびの東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された地域の皆さま、その家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。大震災発生時には、多くの方々が被害の甚大さに驚き、嘆き、悲しみを感じられたことと思います。

さらに、被災者への支援にいち早く行動に移られた方も多かったことと思います。私も、この間、岩手県宮古市に何度か行って参りました。現地の宮古市役所は、地震・津波発生直後のテレビ映像に映し出された大きな青い橋に多くの漁船がぶつかる現場の目の前にあり、市役所庁舎の1階は津波により大きな被害を受け、関係書類などが流されました。津波は、そのまま市街地を押し流し、テレビ映像で見る以上に悲惨な状況です。

また、ニュースでもたびたび紹介される宮古市街地の少し北にある宮古市田老地区は、明治29年6月15日の明治三陸地震津波により旧田老町(村)で1,859人が、昭和8年の三陸地震津波では死者・行方不明者911人が犠牲となったことにより、防潮堤の建設を決意し、昭和9年に着工、昭和54年、長さ2,433メートル、高さ10メートルの防潮堤が完成しました。

田老地区の住民からは、この防潮堤の完成により津波に対する油断が生じたこと、さらに、 地震と津波が昼間に発生したことにより自宅に 残っていたのが高齢者の方々であり、多くの方 が避難しきれずに被害にあってしまったことな どが重い口調で語られました。

県や他の市町村からの行政支援や連合ボラン

ティア支援の参加と共に、我々自治体職員の労働組合である自治労は独自の支援団を結成し、被災した単組組合員をはじめ自治体職員、市民への支援を開始しました。被災自治体の職員は不眠不休で業務に従事している状態であり、過重労働や被災により心身の不調を訴える職員も出始めています。そのため支援内容は、り災証明・義援金交付事務や避難所運営補助など、自治体職員が行っている事務の肩代わりや業務補助などを行っています。行政職員であるがゆえに担える業務だと考えています。

本来であれば、県や他の市町村からの行政支援においては統率のとれた対応となるはずですが、近年の、「集中改革プラン」による人員削減や「市場化テスト」などによる委託化により、自治体職員数は大きく減少し、このような災害発生後の被災自治体への支援のための人員を割くことが難しくなっています。そのため、公務出張による対応とは別に、ボランティア休暇制度を活用した支援が必要と考え各職場の理解のもとで実施しています。

この支援に参加した組合員からは、自治体職員の必要性を再認識するとともに、人員削減された行政サービスの体制を再確立すること、防災計画の再構築することなどの必要性を改めて実感したとの感想が寄せられています。

復旧は徐々に進んでいるとはいえ、まだまだ 復興までの道のりは長く、原発事故への対応も 含めて、東日本大震災後の地方自治の在り方に 関しては、国、県、市町村の垣根を越えた議論 が必要だと考えています。